

門真市立市民交流会館中塚荘自動販売機設置事業者公募要項

門真市市民文化部生涯学習課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の公募に参加される方は、この公募要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

1 公募物件について

公募物件は、門真市立市民交流会館中塚荘自動販売機設置事業者公募仕様書に記載のとおりとします。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができるものとします。

なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての決定又は使用許可を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画

認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日施行）に基づき入札除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。（該当がある場合のみ）
- (7) 令和元年4月1日から応募申込み締切日までに国又は地方公共団体と、自動販売機設置に関する契約等を締結し、誠実に履行したことを証明できる書面（契約書等）の写しを提出できる者であること。
- (8) 法人の場合は、直近年度の法人税、消費税、地方消費税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税、個人の場合は、直近年度の所得税、消費税、地方消費税、市・府民税、固定資産税及び都市計画税を完納し、かつ、証明書が提出できる者であること。

3 公募条件等

門真市立市民交流会館中塚荘自動販売機設置事業者公募仕様書に記載のとおりとします。

4 応募申込手続

(1) 申込方法

本公募に応募する者は、次に定める期間及び提出先に4(2)に記載の必要書類を添えて申し込みしてください。

① 申込受付期間及び受付時間

令和7年1月31日（金）から令和7年2月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

※郵送の場合は令和7年2月21日（金）の午後5時30分までの必着

② 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、特定記録郵便等の引き取り記録が残るものとし、封筒に「自動販売機設置事業者公募」と記載の上、連絡先及び担当者名を明記してください。

③ 提出先

門真市中町1番1号（門真市役所 別館3階）

門真市 市民文化部 生涯学習課 社会教育・文化振興G

電話 06（6902）7139（直通）

(2) 提出書類（各1部）

① 応募申込書〔様式A〕

② 売上使用料率提案書〔様式B〕

③ 誓約書〔様式C〕

④ 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書〔様式D〕

⑤ 2(6)に係る許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）

⑥ 2(7)の条件を満たす実績を確認することのできる書面（契約書等）の写し

⑦ 2(8)に記載の各納税証明書（発行日から3ヶ月以内のものに限る）（原本）

なお、「固定資産税及び都市計画税」が課税対象外の場合は不要。

⑧ 上記以外の提出書類（発行日から3ヶ月以内のものに限る）

法人の場合 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本）、

印鑑証明書（原本）

個人の場合 身分に関する証明（原本）、印鑑証明書（原本）

(3) その他

① 提出された資料は返却しません。

② 資料の作成に係る費用は提出者の負担とします。

5 選定対象者の決定

提出された申請書類の審査を行い、必要な資格を満たしているものを選定対象者とします。審査の過程において申請書類に軽微な不備等が認められた場合

には期限を定め訂正等を求める場合があります。

「2 応募資格要件」を満たしていない場合や申請において重大な不備がある場合など、必要な資格を満たしていないと判断されたものは失格とします。

なお、次のいずれかに該当する申込は、無効とします。

- (1) 応募資格のない者による申込
- (2) 指定の日時を過ぎた申込
- (3) 売上使用料率、申請者の氏名その他主要な部分が識別し難い申込
- (4) 金額の訂正、削除、挿入等のある申込
- (5) その他、不正な手段による申込

6 応募に関する質問

応募に関する質問がある場合には次の①に定める期間に次の②の問合せ先へ質問・回答書〔様式E〕を使用して、電子メールにて質問してください。

また、電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をしてください。質問に対する回答は、本市ホームページ (<http://www.city.kadoma.osaka.jp>) に令和7年2月13日（木）に掲載します。

- ① 期間 令和7年1月31日（金）から令和7年2月10日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く）

- ② 問合せ先

門真市中町1番1号（門真市役所 別館3階）

門真市 市民文化部 生涯学習課 社会教育・文化振興G

メール kys07@city.kadoma.osaka.jp

7 設置事業者の決定

- (1) 提出された申請書類の審査を行い、必要な資格を満たしているものを選定対象者とし、選定対象者から提出された売上使用料率提案書〔様式B〕の売上使用料率が最高であった者を設置事業者とします。
- (2) 売上使用料率が最高の者が2者以上ある場合、当該申込者立会の下、くじによ

り選定するものとし、その際には当該申込者へ電話連絡を行います。

(3) 応募申込者が1者に満たない場合は公募を中止します。

(4) 行政財産使用許可申請の手続等

設置事業者に決定した者は、令和7年3月10日（月）までに以下の書類を提出すること。

- ① 行政財産使用許可申請書
- ② 使用しようとする行政財産使用範囲を明らかにした図面（設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積の分かる図面）
- ③ 販売品目一覧表（門真市所定様式）
- ④ 設置を予定している自動販売機のカタログ

(5) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、設置事業者に通知するとともに門真市ホームページに設置事業者の住所又は所在地、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を掲載します。

8 問合せ先

門真市中町1番1号（門真市役所 別館3階）

門真市 市民文化部 生涯学習課 社会教育・文化振興G

電話 06 (6902) 7139（直通）